川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の 制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月10日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第12号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同項第13号中「12,600円」を「12,800円」に改め、同項第14号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同項第15号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同項第16号中「10,700円」を「10,900円」に改め、同項第17号中「9,500円」を「9,600円」に改め、同項第18号及び第19号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同項第18号及び第19号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第2項中「965円」を「983円」に、「826円」を「8

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

選挙長、投票所の投票管理者等の報酬の額を改定するため、この条例を制定 するものである。